

国際地域創造学部における休学等した学生に対するプログラム配属確定に
関する申合せ

〔令和元年 9 月 18 日〕
制 定

1. この申合せに該当する学生は、プログラム配属の確定に必要な期間（昼間主、夜間主：2 個学期）の最終学期が、昼間主、夜間主ともに前学期になる者をいう。
2. 該当する学生のプログラム配属確定は、以下の手順で行う。

【手順】

- 1) 第 1 希望のプログラムは、当該年次の学生数が目安定員を下回っている場合、必ず受け入れる。
- 2) 第 1 希望のプログラムは、当該年次の学生数が目安定員を上回っている場合、本申し合わせ該当者と同年次の既配属学生の（昼間主、夜間主ともに 1 年次後学期までの）GPA 最下位を基準に、受入を審議する。
- 3) 2) により受入不可となった場合、第 2 希望のプログラムは、当該年次の学生数が目安定員を下回っているならば、必ず受け入れる。
- 4) 2) により受入不可となった場合、第 2 希望のプログラムは、当該年次の学生数が目安定員を上回っているならば、本申し合わせ該当者と同年次の既配属学生の（昼間主、夜間主ともに 1 年次後期までの）GPA 最下位を基準に、受入を審議する。
- 5) 3) もしくは 4) の手順を経てもなお配属プログラムが確定しない場合、同様の手順を、昼間主ならば第 3 希望から第 5 希望まで、夜間主なら第 3 希望において、確定するまで繰り返す。

附 則

- 1 この申合せは、令和元年 9 月 18 日から実施する。
- 2 この申合せ実施後、必要に応じ見直しを行うこととする。

附 則（令和 5 年 11 月 22 日）

- 1 この内規は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の規定にかかわらず、令和 6 年 3 月 31 日に本学部にて在学する者については、なお従前の例による。